

別表第二（第五条関係）

ハ 血圧計用基準圧力計	三十九万七千七百円	(i) 基準湿式ガスマーター（計量室における一周期の計量作用に八千七百円より計ができるガスの体積が二十リットル以下のものを除く。）
イ 電気基準器	一万九千円	(ii) 基準湿式ガスマーター以外の基準ガスマーター
ロ 基準電流計	六千五百円	使用最大流量が五百立方メートル毎時以下のもの
ハ 基準電圧計	二万二千七百円	使用最大流量が五百立方メートル毎時を超えるもの
ニ 基準抵抗器	二万二千百円	(2) 基準水道メーター
ホ 基準電力量計	二十五万九千百円	(3) 基準燃料油メーター
(1) 一級である旨の表記のあるもの	四万九千六百円	口径が四十ミリメートル以下のもの
(3) 三級である旨の表記のあるもの	一万四千四百円	口径が四十四ミリメートルを超えるもの
三相のものにあっては、二倍の額とする。	二十五万九千百円	
イからハまで又はホに掲げる電気基準器で端子を三以上有するものにあっては、端子が一を超えて一増すごとに、イからハまで又はホに掲げる金額の三割の額を加算するものとする。	六万二千三百円	
八 照度基準器	八万五千七百円	
九 騒音基準器	十三万七千二百円	
十 振動基準器	一万九千二百円	
十一 濃度基準器	三万四千七百円	
十二 比重基準器	二万九千二百円	
イ 目量が〇・〇〇一未満のもの又は〇・一重ボーメ度未満のもの	六千七百円	
ロ イに掲げるものの以外のもの	六千七百円に、五メートルまでを増すごとに五百円を加えた額	
一 基準巻尺	五千円	
全長が五メートル以下のもの	五千円	
全長が五メートルを超えるもの	八千七百円	
二以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。	八千七百円	
二 基準分銅（一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。）	一万七千円	
表す質量が二百グラム以下のもの	一万七千円	
表す質量が二百グラムを超えるもの	二万五千六百円	
三 基準ガラス製温度計	七千四百円	
イ 計ることができるもの以外のもの	三千四百五十円	
ロ イに掲げるものの以外のもの	五千六百円	
四 体積基準器（基準ビュレット、基準湿式ガスマーターのうち計量室における一周期の計量作用により計ができるガスの体積が二十リットル以下のもの、基準タンク及びガスマーター用基準体積管を除く。）	三千四百円	
イ 基準フ拉斯コ	三千六百円	
ロ 基準算体積計	二千七百円	
(1) 基準ガスマーター		
ハ 基準密度浮ひょう	四千九百円	(i) 基準重錐型圧力計
イ 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	五千二百円	(ii) 基準電柱型圧力計
ロ 壓力基準器	六千七百円	(iii) 基準重錐型圧力計
ハ 基準電圧発生器	四千五百円	二以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。
イ 基準電流計	五千二百円	
ロ 基準抵抗器	五千五百円	
ハ 基準電力量計	五千五百円	
(1) 一級である旨の表記のあるもの	八千七百円	
(2) 二級である旨の表記のあるもの	一万七千円	
(3) 三級である旨の表記のあるもの	二万五千六百円	
三相のものにあっては、二倍の額とする。	七千四百円	
イからハまで又はホに掲げる電気基準器で端子を三以上有するものにあっては、端子が二を超えて一増すごとに、イからハまで又はホに掲げる金額の三割の額を加算するものとする。	一万七千五百円	
八 照度基準器	四万二千五百円	
九 騒音基準器	十三万六千二百円	
十 振動基準器	一万七千五百円	
十一 濃度基準器	四千九百円	
十二 比重基準器	四千九百円	
イ 目量が〇・〇〇一未満のもの又は〇・一重ボーメ度未満のもの	四千九百円	
ロ イに掲げるものの以外のもの		